

證明書

典禮及公正ニ關スル證明

余 林 義 貞 Hayashi Kōru

外務省文書課長

ハ余ガ左ノ資格ニ於テ即チ

トシテ日本政府ト公的關係ニアルモノナルコト及茲ニ添付セラレタル
二頁ヨリ成ル昭和六年九月十一日附日本語文々書

重光公使發給原外務大臣

宛電號第九一二號

ノ原本ハ該官吏トシテ余カ保管ニ任ジ居ル文書ナルコトヲ證明ス
余ハ更ニ添付ノ文書ガ左記官廳ノ公文書類ノ一部タル日本政府ノ公文書
ノ正確ナル寫ナルコトヲ證明ス

日本外務省

昭和二十二年二月四日

東京ニ於テ署名

林 義 貞 Hayashi Kōru

外務省文書課長 (Odo Nagaharu)

公的資格 署名 蓋印 氏名 長 森

ニ於テ速ニ旅程ヲ作成セラレ度ク其上ニテ營方ノ旅程ヲ作成シ可成御遠
旨ニ副フ機致スベシ覺書ハ出來次第御見セスベシト告グ置キタルガ更ニ
木ハ湖電時局必ズシモ輕視スベカラザルヲ指摘シ往電第九一三號ノ如キ
談話ヲナセリ

奉天ヨリ木村理事ヲ通シ内田總裁ニ轉報セシム
奉天、南京へ轉電シ上海へ轉報セリ

昭和6

暗

上海本省

九月十一日後着

重光公使

幣原外務大臣

第九一二號(電報)

往電第九〇四號宋子文ト會議ノ際ハ特ニ憂慮ニ堪ヘサルハ滿洲問題ナリ
 リ在ノ如キ双方ノ感情ニテハ其結果豫測ヲ許サス自分ハ湖南問題ノ見
 附クニ於テハ北平ニ張學良ヲ見舞ヒ更ニ言林ニ張作相ヲ弔問スルコト
 トシ其際大連ニモ立寄りテ内田伯トモ意見ノ交換ヲ行ヒ度シ勿論根本問
 題ニハ今日觸ルル時機ニ非スト思考スルガ小問題ニテ双方ノ協調可能ナ
 ルモノモ多クアレバ出來得ル限り空氣ノ緩和ニ努メ協調氣分ノ醸成ヲ計
 リ度キ者ナリト述べタリ次デ宋ハ過日約シタル滿洲諸条件ニ關スル本使
 電書ニ付「リマインド」シ尙本使ノ北方旅行カ實現サルレハ自分ノ旅行
 目的ヲ援助スル意味合ニテ大連邊リニテ落合ヘル様「アレンジ」願度シ
 ト述べタルニ付本使ヨリ勸告時局モ別ニ憂フルニ足ラザルベケレバ貴下